

2023 年 1 月 30 日
中部電力ミライズ株式会社

料金単価以外の供給条件の見直し内容

当社は、2023 年 4 月 1 日より、基本契約要綱（高圧）および基本契約要綱（特別高圧）（以下「基本契約要綱」といいます。）について、料金単価以外に、以下の供給条件の見直しを実施いたします。

【配電事業ライセンスの導入にともない新たに「配電事業者」を規定】

2022 年 4 月より特定の区域において配電事業者が一般送配電事業者の送配電網を活用して系統運用を行うことが可能となったことにともない、「一般送配電事業者」に加え、「配電事業者」が維持および運用する供給設備を介して電気の供給を受けるお客さまにも基本契約要綱を適用するために、配電事業者を規定いたします。

また、一般送配電事業者と配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の違いにより、基本契約要綱および料金表とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定める旨を規定いたします。

【法令の名称変更】

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する法令の名称変更を反映いたします。

「日本工業規格」から「日本産業規格」への名称変更を反映いたします。

【民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更】

当社は、民法 548 条の 4（定型約款の変更）にもとづき、基本契約要綱および料金表を変更する場合があります。この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の基本契約要綱および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

【需給契約の単位に関する規定の変更】

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

【燃料費調整制度の変更】

燃料費調整に卸電力市場価格の変動による調整を追加したことにもない、参照する卸電力市場価格等について規定いたします。

【需給契約更新時のお客さまへの周知内容および周知方法を規定】

需給契約更新時において、契約期間満了前については、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

【需給契約の内容変更時のお客さまへの周知内容および周知方法を規定】

需給契約の内容変更を希望される場合において、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

【料金および工事費負担金等相当額の精算に関する取扱いの明確化】

お客さまが当社との契約開始または契約電力増加後1年未満で電気のご使用を廃止される場合で、同じ需要場所において廃止後も引き続き他社との契約により電気の供給を受けるときの料金および工事費負担金等相当額の取扱いについて明記いたします。

【工事費負担金等相当額の申受け期限日の明確化】

当社は、工事費負担金等相当額を供給準備の着手後に申受ける場合、原則として、需給開始日までに申受けることを明記いたします。

【基本契約要綱の準拠法を規定】

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

【管轄裁判所を規定】

需給契約に関する訴訟が発生する場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする旨を規定いたします。

以 上